

広島県告示第九百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小河内都志見線	山県郡北広島町今吉田字高手八五番一地从先から山県郡北広島町今吉田字高手七六番一地从先まで	平成二〇年十二月八日